

デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業 事前申込書

- | | | | | | | |
|--------|--------|--------|------|----------|---------|--------|
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ |
| 誓約書の同意 | 申請者の選択 | 申請者の情報 | 設置場所 | 事業に必要な情報 | 手続代行者情報 | 見積書の提出 |

<誓約事項> ※必ず申請者・手続代行者共に以下の内容をご確認ください。

私は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対して、助成金の交付申請時、助成事業の実施期間内及び完了後においても、以下の事項について誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

1 交付申請

- 本助成金の交付対象となる者（以下、「助成対象者」という。）は、本事業の交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解している。
- 助成対象者は、公社が審査した結果、助成金の交付対象にならない場合があることを承知している。
- 助成対象者は、申請した書類については手続代行者がいる場合は手続代行者も含め、必ず最新状態の写しを保管しておくこと。添付書類の原本は手元で保管し、写しを送付すること。なお、保管の方法に関しては電子、紙どちらでもよい。

2 助成対象者

- 助成対象者は、本人以外の住宅等所有者がいる建物に対象設備を設置する場合、当該建物の全ての所有者の承諾を得ている。
- 助成対象者は、助成対象経費について、本助成金以外に都又は公社から交付される助成金（東京ゼロエミ住宅導入促進事業等）を受給できないこと、また区市町村から交付される助成金等（原資に都費を含むものに限る。）を受給できないことを理解している。重複して交付申請を行い、又は補助金の交付を受けているときは、事由に依らず、本事業の補助金にかかる交付申請が無効とされ、又は交付決定が取り消され、若しくは補助金の返還が求められることを理解している。
- 助成対象者は、次のア及びイのいずれかに該当する場合、本助成金の交付申請をすることができない。
ア 暴力団若しくは暴力団員である者、又は暴力団若しくは暴力団員と不適切な関係にある者
イ 税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けている者その他の公的資金の交付先として社会通念上適切でないと認められる者

3 助成対象事業

助成対象機器は、次の(1)及び(2)のいずれかに該当する場合、本助成金の交付申請をすることができない。

- 2024年3月31日以前に本補助金の交付申請の対象となる助成対象機器を設置した場合
- 助成対象機器が中古品である場合

4 手続代行者及びその責務

- (1) 本事業の交付要綱の規定に基づき、助成対象者から交付申請に係る手続の代行を依頼された者（以下「手続代行者」という。）は、2(3)に該当せず、将来にわたっても該当しないよう法令等を遵守する。また、公社又は都が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意する。
- (2) 手続代行者は、交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者及び共同申請者と連携を図り、事業を円滑に推進できるよう努める。手続代行者が行う手続について、交付要綱の規定に従って遂行していないと認められ、代行の停止を求められたときは、これに異議なく応じることに同意する。
- (3) 助成対象者は、公社が発行する各種書類が、申請者に通知されたことについて、手続代行者へも連絡する必要があることを了承している。

5 交付の条件

- (1) 助成対象者は、助成対象機器が立地上又は構造上危険がないことを確認した上で申請している。また、公社が求めた場合には、安全性等を確認する書類の提出に応じる。
- (2) 助成対象者は、助成事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断するための現地調査等に協力すること。
- (3) 助成対象者は、本事業の交付要綱その他法令の規程を遵守すること。

6 処分の制限

助成対象者は、本助成金の交付を受けた場合、助成対象機器の設置から法定耐用年数の間、公社の承認なく、助成対象機器を処分（助成金の交付の目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄）してはならない。

7 交付決定の取消及び本助成金の返還

- (1) 助成対象者は、申請書及び添付書類一式について責任を持ち、虚偽、不正の記載が一切ないことを確認している。
- (2) 公社は、万が一違反する行為が発生した場合、助成対象者の交付申請の全部若しくは一部に対して助成金を交付せず、その交付を停止し、又は交付した本助成金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。
- (3) 助成対象者は、前項による返還命令を受けた場合、速やかに本助成金の全部又は一部を返還しなければならない。
- (4) 公社は、助成対象者に対して、交付要綱第27条第1項の返還請求の際に、本助成金受領の日から返還までの日数に応じ、返還命令の対象となる本助成金の額につき、年10.95%の割合で計算した加算金の支払及び返還手続に要する手数料の支払を求めることができ、助成対象者はこれを支払う。

8 個人情報の取扱い

本事業の実施に関して知り得た助成事業者（交付申請者を含む。）の個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において使用し、及び都に提供するほか、国、地方公共団体等が行う補助金等の交付事業に関わる目的にのみ使用することを了承している。

※ 公社の個人情報保護方針については、HP (<https://www.tokyokankyo.jp/privacy>) に記載しています。

9 情報の提供

交付申請時に、都及び公社が本事業における今後の施策検討に活用するために求める助成対象設備設置住宅及び世帯に関する情報を提供することが可能であり、当該情報提供結果の統計について都又は公社が公表することに同意することを了承している。

10 注意事項

- (1) 助成対象者は、提出した申請書及び添付書類は返却されない旨を了承している。

(2) 公社は、申請者が送付する申請書、公社が送付する通知書、その他送付物の送付に係る遅延、紛失、損害等全ての事項について一切の責任を負わない。

(3) 助成対象者は、提出した申請書類の記載内容に軽微な誤りがあった場合は、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲において訂正される可能性があることについて同意している。

11 禁止事項

助成対象者は、以下の(1)から(5)までの行為を行い、又は行おうとしてはいけない。

(1) 本同意事項、マニュアル等の規定に反すること

(2) 公社等に対する債権を、第三者に譲渡し、若しくは移転し、又は担保に供すること

(3) 公社等に対する一切の権利及び義務並びに交付申請により生じる公社との間の契約上の地位について、公社の同意なしに第三者に対して譲渡し、若しくは移転し、又は担保に供すること

(4) 公社等を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける言動をすること

(5) その他、公社等が本助成金の趣旨に反すると判断する行為、又は公社等との信頼関係を損なう一切の行為

12 免責

助成対象者は、公社が助成対象者、手続代行者、施工会社等の中で生じる問題に関して関与しないことを了承している。

また、区分所有者全員で構成される団体等の内部で生じる問題についても同様とする。

13 専属的合意管轄裁判

本事業に係る助成対象者と公社との訴訟については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

14 DR実証

(1) 助成対象者は、「東京都家庭用アグリゲーター登録要綱（令和6年4月25日付6都環公地温第634号）」において登録及び公表されている東京都家庭用アグリゲーター（以下「都登録AG（家庭）」という。）からDRの意義、本事業の内容、DR実証の内容と注意事項（制御による電気代への影響の可能性等を含む）の説明を受けること。DR実証に参加する場合は、都登録AG（家庭）に交付申請等の手続の代行を委任し、委任状を公社に提出すること。

(2) 助成対象者は、都登録AG（家庭）と、助成金の交付決定を受けた年度から起算して2か年度の間、都登録AG（家庭）が遠隔から助成対象機器の状態監視を行い、遠隔制御により、原則として需給ひっ迫警報及び注意報時のDR及び年間5日以上DRを行う旨の契約（以下、「DR実証の契約」という。）を締結すること。

(3) 助成対象者が設置する助成対象機器は、都登録AG（家庭）のDR対象機器、エネルギーマネジメント機器及びIoT関連機器であること。

(4) 助成対象者は、DR実証の契約に基づき、都登録AG（家庭）が助成対象機器を対象にDRを実施することに協力すること。

また、DR実証の実施後に、都登録AG（家庭）が実施するアンケートに協力すること。

(5) 助成対象者は、助成対象機器を設置した住宅における電力データ、機器の稼働状況データ等を、都登録AG（家庭）に提供すること。また、都登録AG（家庭）が当該データ及びアンケート結果（個人情報及び個人が特定できる可能性のある情報を除く。）を踏まえDRの効果分析等を行い都及び公社に報告することに同意すること。また、報告された分析結果について都及び公社が公表することについて同意すること

15 その他

(1) 提出いただいた申請書及び添付書類は返却しないことに同意する。

(2) 申請者の住所等の変更について、申請者が公社に対し連絡を行わなかったために、公社が発送する通知書その他送付書類の到達が遅延し、又は到達しなかった場合でも、当該通知書その他送付書類（公社に返送されたものは除きます。）は、通常到達すべき時に申請者に到達したものとみなす。

(3) 提出した申請書類の記載内容に軽微な誤りがあった場合は、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲において訂正される可能性があることについて同意する。

誓約書の同意 *

誓約書に同意する

助成金申請者署名

※必ず申請者本人が署名をして下さい。

手続き代行者署名

・事業者名（会社名）

・担当者氏名

※代行事業者の担当者が必ず署名して下さい

デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業 事前申込書

- | | | | | | | |
|--------|--------|--------|------|----------|---------|--------|
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ |
| 誓約書の同意 | 申請者の選択 | 申請者の情報 | 設置場所 | 事業に必要な情報 | 手続代行者情報 | 見積書の提出 |

※手続代行者の方は、助成対象者の種別を選択してください。

申請者種別 *

個人
法人
住宅供給業者
管理組合等
リース事業者等

デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業 事前申込書

- ① 誓約書の同意
② 申請者の選択
③ 申請者の情報
④ 設置場所
⑤ 事業に必要な情報
⑥ 手続代行者情報
⑦ 見積書の提出

申請者名 *

申請者名_カナ *

申請者_電話番号 *

ハイフン無し

申請者_代表者氏名

申請者_代表者役職名(例代表取締役)

法人、住宅供給業者、リース事業者等の場合は法人代表者氏名を入力してください。

郵便番号 *

ハイフンなし

都道府県 *

区市町村 *

例) ○○区

町名・丁・番地以降 *

例) ○○町1-2-3

建物名・号室

例) コーポ○○ 101号室

デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業 事前申込書



設置場所*

助成申請者住所と同じ

助成申請者住所と異なる

※異なる場合は、以下に設置住所を記入してください。

設置場所_都道府県*

東京都

設置場所_区市町村*

設置場所_町名・丁・番地以降*

設置場所_建物名・号室

デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業 事前申込書



DR（デマンドレスポンス）実証の詳細は、DR実証ポータルサイトをご覧ください

DR実証（予定）*

参加する 参加しない

IoT機器の新規購入（予定）*

購入しない 購入する

「DR実証参加する（予定）」を選択された方は、IoT機器について「購入しない」、購入するのどちらかを選択してください。

住宅の種別*

戸建住宅 集合住宅

デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業 事前申込書



手続代行者有無 *

あり・なし

申請者本人のメールアドレス(手続代行者なしの場合)

手続代行者ありの場合は以下を記入してください

手続代行者_会社名 *

手続代行者_会社部署名 *

手続代行者_担当者名 *

手続代行者_電話番号 *

手続代行者メールアドレス